平成２５年（再イ）第１４８号

福岡市東区和白１丁目６番40―401号

再生債務者　中島　翔太

1　決議に付する再生計画案　平成25年９月３日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年９月27日

3　再生計画案に対する回答期間　平成25年９月27日まで

平成25年９月６日

福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（再イ）第１６号

新潟市中央区万代１丁目１番４号　万代ファーストハイツ1001

再生債務者　小川　憲雄

1　決議に付する再生計画案　平成25年８月27日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年９月30日

3　再生計画案に対する回答期間　平成25年９月30日まで

平成25年９月９日　　新潟地方裁判所民事部

平成２５年（再イ）第１８号

新潟市東区秋葉通２丁目3722番地244

再生債務者　乗松　京枝

1　決議に付する再生計画案　平成25年９月２日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年９月30日

3　再生計画案に対する回答期間　平成25年９月30日まで

平成25年９月９日　　新潟地方裁判所民事部

平成２５年（再イ）第７号

三重県志摩市阿児町立神2154番地

再生債務者　中西　貴之

1　決議に付する再生計画案　平成25年９月２日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年９月30日

3　再生計画案に対する回答期間　平成25年９月30日まで

平成25年９月９日

津地方裁判所伊勢支部再生係

平成２５年（再イ）第８７号

福岡市博多区西月隈３丁目21番28号

再生債務者　近藤　勝郎

1　決議に付する再生計画案　平成25年７月４日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年９月30日

3　再生計画案に対する回答期間　平成25年９月30日まで

平成25年９月９日

福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（再イ）第１３９号

福岡県朝倉市秋月野鳥667番地９

再生債務者　太田　　訓

1　決議に付する再生計画案　平成25年９月５日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年９月30日

3　再生計画案に対する回答期間　平成25年９月30日まで

平成25年９月９日

福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（再イ）第１１号

神戸市西区水谷１丁目10番９号

再生債務者　小田　俊男

1　決議に付する再生計画案　平成25年８月７日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年10月10日

3　再生計画案に対する回答期間　平成25年10月10日まで

平成25年９月９日

神戸地方裁判所明石支部再生係

小規模個人再生による再生計画取消

平成１５年（再イ）第１５２号

埼玉県所沢市所沢新町2460番地の９、認可決定時の住所埼玉県所沢市松葉町22番14―102号　レクセルマンション新所沢

再生債務者　佐々木兵悦

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成16年２月18日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成25年９月５日

さいたま地方裁判所川越支部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２５年（再ロ）第４号

千葉県夷隅郡大多喜町下大多喜87番地８

再生債務者　浅野　春巳

1　決定年月日時　平成25年９月６日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成25年９月27日まで

4　一般異議申述期間　平成25年10月11日から平成25年10月25日まで

千葉地方裁判所一宮支部再生係

平成２５年（再ロ）第１号

秋田県大仙市堀見内字西穴沢３番地２

再生債務者　吉田　峻弥

1　決定年月日時　平成25年９月９日午後３時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成25年10月７日まで

4　一般異議申述期間　平成25年10月21日から平成25年11月５日まで

秋田地方裁判所大曲支部

平成２５年（再ロ）第４号

新潟県長岡市滝谷町256番地５

再生債務者　田中　直樹

1　決定年月日時　平成25年９月９日午後１時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成25年10月７日まで

4　一般異議申述期間　平成25年10月21日から平成25年11月11日まで

新潟地方裁判所長岡支部再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２５年（再ロ）第３号

福岡市博多区吉塚２丁目３番38号

再生債務者　光野　秀子

1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年９月２日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成25年９月25日まで

平成25年９月４日

福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（再ロ）第１００００８号

東京都あきる野市山田793番地５

再生債務者　藤倉　昌弘

1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年９月２日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成25年９月30日まで

平成25年９月９日

東京地方裁判所立川支部民事第４部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２４年（再ロ）第１８号

横浜市中区西竹之丸85番地１　横浜山手パークホームズ214号室

再生債務者　高橋　唯仁

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年９月５日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年９月９日

横浜地方裁判所第３民事部

教育職員免許状失効公告

次の教育職員免許状は失効した。

平成 25 年９月 18 日　　神奈川県教育委員会

1　失効した免許状

⑴　種類及び授与番号

ア　小学校教諭２種免許状
平12小２第32号

イ　中学校教諭１種免許状　外国語（英語）
平12中１第104号

ウ　高等学校教諭１種免許状　外国語(英語)
平12高１第191号

エ　高等学校教諭専修免許状　外国語(英語)
平16高専第10105号

オ　中学校教諭専修免許状　外国語（英語）
平18中専修第0048号

⑵　授与年月日及び授与権者

アイウ　平成13年３月22日山梨県教育委員会

エ　平成16年３月31日東京都教育委員会

オ　平成18年10月20日神奈川県教育委員会

⑶　本籍地　福井県

2　失効年月日　平成25年７月27日

3　失効事由
教育職員免許法第10条第１項第１号該当

4　失効の対象となった者の氏名　西出　定広